10月から介護保険施設等の利用料が変わります

この度の介護保険法の改正に伴い、在宅で生活している方との費用負担の公平性を見直し、平成17年10月から特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設及びショートステイの居住費（滞在費）と食費、通所介護・通所リハビリテーションの食費が介護保険の対象から外れ、自己負担していただくことになります。

1　負担額の目安

下表の金額は、基準費用額（特別養護老人ホームにおける全国平均値の例）で、個々の施設により異なります。基本的には、利用者と施設の契約により居住費・食費の負担額が設定されます。

また、課税状況等により負担額が軽減されます。

区分		費用の内容	月額(円)
居住費	ユニット型個室	室料及び光熱水費相当	60, 000
	ユニット型準個室		50, 000
	従来型個室		35, 000 ※(50, 000)
	相部屋（多床室）	光熱水費相当	10, 000
食費		食材料費及び調理に係る費用相当	42, 000

※(　)内は、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の場合

利用される居室がどれに該当するかは、施設に確認してください。

ユニット型個室	個室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成される居室
ユニット型準個室	ユニット型で緩和基準による個室
従来型個室	ユニット型になっていない個室
相部屋（多床室）	個室ではない相部屋形式の居室

2　在宅の通所系サービス利用について

通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーションについては、食事の調理代等(現在の食事加算分)が介護保険の対象外となるため、食事代はすべて利用者の負担となります。

また、ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)については、施設サービス利用者と同様に居住費(滞在費)・食費を自己負担していただくことになります。

3　負担額の軽減制度

❶負担額の段階設定

居住費と食費の負担額は、過重な負担とならないよう課税状況や年金収入の状況に応じて4段階に区分されており、第1～３段階に該当する方は、申請により減額されます。

段階区分				居住費(月額)				食費(月額)
所得区分			利用料負担段階	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室※	相部屋(多床室)	
市民税	課税世帯		第4段階(基準費用額)	60, 000	50, 000	35, 000 (50, 000)	10, 000	42, 000
市民税	非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	第3段階	50, 000	40, 000	25, 000 (40, 000)	10, 000	20, 000
市民税	非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	第2段階	25, 000	15, 000	13, 000 (15, 000)	10, 000	12, 000
市民税	非課税世帯	老齢福祉年金受給者	第1段階	25, 000	15, 000	10, 000 (15, 000)	0	10, 000
生活保護受給者等								

※(　)内は、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の場合　（単位:円）{月額概数}

※平成17年9月30日において従来型個室に入所しており、引き続き利用される場合で、過去１か月間にわたり個室料を支払う対象となっていない方は、当分の間相部屋の居住費と同額で利用できる経過措置があります。また、従来型個室入居者で、感染症や精神症状等、医師の判断で利用する場合は、相部屋の居住費と同額で利用できます。

❷ショートステイ利用者も上表により、日額単位で、減額されます。

申請書類(介護保険負担限度額認定申請書)は、市から介護保険施設へ送付します。

なお、介護保険標準負担額減額（食費の標準負担額）については、平成17年9月30日で廃止になります。

❸高額介護サービス費の所得区分を一部変更しました。

左表の段階区分の第2段階が新たに設定されました。

1か月の介護サービスの1割負担の合計額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

所得区分	上限額
市町村民税課税世帯者	世帯で37, 200円
利用料負担段階第3段階	世帯で24, 600円
利用料負担段階第2段階	個人で15, 000円
市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	個人で15, 000円
生活保護受給者	個人で15, 000円

❹平成12年4月1日以前から特別養護老人ホームに入所されている方は、申請により従来の負担額を上回らないよう配慮された経過措置があります。

問合せ介護福祉課介護保険係

戦没者等の妻の皆さんへ

①「戦没者等の妻に対する特別給付金」第十七回ち号（額面180万円）及び第十回れ号（額面120万円）の請求受付が9月30日、第二十二回い号（額面200万円）の請求受付が平成18年3月31日で終了します。（10年償還記名国債）

②「戦没者等の妻に対する特別給付金」第十七回る号（額面180万円、10年償還記名国債）の請求受付が始まっています。

戦没者等の父母等の皆さんへ

③「戦没者等の父母等に対する特別給付金」第十九回ほ号（額面100万円）、第十六回り号（額面90万円）、第十四回か号（額面75万円）の請求受付が9月30日で終了します。（5年償還記名国債）

④「戦没者等の父母等に対する特別給付金」第十九回ち号（額面100万円、5年償還記名国債）の請求受付が始まっています。

③④の給付金の対象となるのは、戦没者の父母・祖父母（養父母・養祖父母等）です。戦没者の子・兄弟姉妹は対象とはなりません。①②③④について、まだ請求手続きがお済みでない方は、事前にお電話のうえ、社会福祉課庶務福祉計画担当で手続きをしてください。

問合せ社会福祉課庶務福祉計画担当または東京都福祉保健局生活福祉部計画課☎03・5320・4077

社会福祉協議会
☎552・2121

■「身近な法律相談」

高齢者・障害者の皆さんの遺産相続・財産管理・成年後見などについて、弁護士が相談に応じます。

日時9月12日(月)午後2時～4時
場所福祉センター相談室
対象高齢者・障害者やその家族など定員先着3人(予約制)

■「心の相談」

対人関係・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。

日時9月22日(木)午後1時～2時30分場所福祉センター相談室
対象心の問題や病気を持つ市民とその家族など
定員先着2人(予約制)※相談内容は秘密厳守、相談料は無料
申込み9月5日から(日曜・祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に相談支援係へ。

■ボランティア活動入門講座

日時9月28日(水)午後2時～4時
場所ふっさボランティア・市民活動センター(福祉センター)対象活動未経験者費用資料代500円
申込みふっさボランティア・市民活動センター
※毎月開催を予定しています。くわしくはふっさボランティア・市民活動センターへ。
ホームページhttp://fvac.group-info.com/

■介護者のためのリフレッシュ旅行(介護者の集い)

日時9月29日(木)午前9時～午後6時内容初秋の伊香保和食会席料理と散策の旅
対象寝たきりや痴呆のある高齢者等を介護している家族
参加費2, 000円定員30人
申込み9月5日～13日(日曜日を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に相談支援係へ。

■老人福祉センター教養講座「男性の料理教室」

日時10月～2月の原則として第2、第4火曜日(10月は11日と18日になります。)午後1時～午後4時場所福祉センター2階調理実習室対象市内にお住まいの60歳以上の男性の方定員先着15人(以前受けた方も可)費用実費負担（毎回500円と米１カップ）
持ち物エプロン・三角巾・ふきん2枚講師谷口美津子氏（管理栄養士）
申込み9月5日から(日曜、祝日は除く)午前8時30分～午後5時15分の間に施設事業課管理係へ。

■第７回福生市民福祉チャリティーゴルフ大会参加者募集中!

地域福祉活動資金への寄与を目的として、チャリティーゴルフ大会を開催します。

期日10月21日(金)場所立川国際カントリー倶楽部定員240人参加費2, 000円（パーティー代・賞品代)プレー費メンバー(通常料金・昼食代別)、奥多摩友の会12, 000円(昼食代・消費税込み)ビジター料金草花コース16, 500円、奥多摩コース（インスタートのみ）15, 000円（昼食代・消費税込み)両コースともカート使用
※65歳以上の利用税の減免有(免許等証明書必要)
申込み10月7日（日曜・祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分までの間に参加費を添えて直接、社会福祉協議会へ。